（新規設置）公 共 施 設 の 管 理 に 関 す る 協 議 書

年　　月　　日

公共施設を管理することとなる者 住　所　川口市青木２－１－１

氏　名　川口市長　　印

申請者 住　所

氏　名　　印

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿と公共施設を管理することとなる者（以下、管理者）は、

開発行為の工事により設置される公共施設の管理に関し同法第３２条の規定により、

都市計画法に基づく開発行為又は次のとおり協議しました。

記

1　新たに設置される公共施設について

種　別	番号	概　要			管 理 者	帰属の有無	生産緑地の有無	協 議 先	※課長印
		幅 員 寸 法	延　長	面　積					
		ﾒｰﾄﾙ	ﾒｰﾄﾙ	平方メートル					

（注）公園、消火栓、防火水槽については上記に準じて記載してください。
※印の欄には、記入しないこと。その他の欄については申請者が記入すること。

2　設計施行方法について

（1）道路構造については、道路構造令による設計とし、

幅員＿＿＿メートル以上の道路はアスファルト舗装とする。

幅員＿＿＿メートル未満の道路は　　舗装とする。

（2）公共施設の工事に関し、管理者は必要があるときは、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについて、確認することができるものとし、申請者においても、この確認を求めることができるものとする。

（3）市営水道については、市水道条例による手続をすること。

（4）工事を廃止した場合、公共施設の復元は申請者が責任をもって行うこと。

（5）開発許可のとおり施行し、やむを得ず設計変更を行う場合は速やかに事務手続を行うこと。

3　帰属について

（1）申請者が管理者に対してする公共施設の引渡しは、市が行う工事完了検査に合格した後、行うものとする。

（2）所有権移転の登記は、嘱託登記とし、嘱託書の調製は管理者において行い、その他の事務は申請者において行うものとする。

（3）帰属する土地は、公共施設に関する帰属願を提出するまでに分筆及び抵当権等を抹消し、関係書類を添付し提出すること。

4　管理について

（1）公共施設に瑕疵があった場合の補修について、公共施設引渡後、１年間は申請者が行うものとする。

（2）開発区域内の排水の放流先は＿＿＿＿＿＿＿＿＿川とする。

放流先の放流河川の維持については次のとおりとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（3）消火栓の管理については、管理者の立会のもとに放流試験の後、引渡しをする。